

いわて農業経営相談センター専門家派遣規程

1 派遣する専門家

いわて農業経営相談センター事業実施要綱第2の1の規定により派遣する専門家は県の専門家名簿に登録された者とする。

2 派遣手続

(1) 派遣申請

- ア 現地支援チームは、重点指導農業者への個別支援を必要とする場合は、専門家派遣申請書〔個別支援〕(別紙様式第1号)をいわて農業経営相談センター(以下「相談センター」という。)へ提出する。
- イ 相談センターが農業経営者からの相談を直接受け付けて専門家を派遣する場合は、相談者の了解を得て、現地支援チームが同行するものとする。その場合、相談センターは、相談者カードを作成して事前に現地支援チームに相談内容等を報告する。
- ウ 現地支援チームは、相談会等における講師として専門家の派遣を必要とする場合は、専門家派遣申請書〔相談会等〕(別紙様式第2号)により、相談センターへ提出する。

(2) 専門家との調整

- ア 相談センターは、現地支援チームの希望する専門家が第1に規定する者であることを確認の上、専門家に支援を依頼し、結果を現地支援チームに連絡する。
- イ 連絡を受けた現地支援チームは、時間や場所等の詳細について、専門家と直接調整するものとする。
- ウ 個別支援に専門家を派遣する場合、当日は、原則として現地支援チームの所属職員が専門家に同行するものとする。

(3) 派遣結果の報告

- ア 個別指導を実施した専門家は、経営指導報告書(別紙様式第3号)により、速やかに相談センターに指導結果を報告するものとする。
- イ 個別支援への専門家の派遣を受けた現地支援チームは、支援結果報告書(別紙様式第4号)により、速やかに相談センターに結果を報告するものとする。
- ウ 相談会等への専門家の派遣を受けた現地支援チームは、専門家派遣結果報告書(別紙様式第5号)により、結果を報告するものとする。

3 留意事項

(1) 指導の事前調整

本事業の円滑な推進を図るため、相談センター及び経営専属スタッフは、専門家が指導等を行う上で必要とする情報の収集等を十分に行い、経営相談カルテ等に相談内容をできるだけ詳細に記入するものとする。

(2) 専門家派遣への同行支援

専門家が訪問、リモート通信等による指導等を行う場合には、原則、現地支援チーム

が同行し、支援を行うものとする。

(3) 受益者負担

専門家が指導等を行う際に要する材料費等、伴走型支援の終了後において引き続き専門家から指導等を受けるために必要となる顧問料等は、当該指導等を受ける農業経営者の負担とする。

(4) 専門家の謝金及び旅費

専門家の謝金及び旅費は、以下により支払うものとする。

ア 謝金は、別表により支払うものとする。

イ 旅費は、岩手県の旅費支給基準「一般職員の旅費に関する条例」により支払うものとし、当該現地支援チームまたは農業革新支援担当が算定して相談センターに報告するものとする。

ウ 謝金及び旅費の支払いに当たっては、専門家から提出された経営指導報告書（別紙様式第3号）の内容を確認し、1月単位で集計を行い、翌月末日に専門家の指定する口座に振り込むものとする。

(5) 事後指導

相談センターは、専門家の指導等が完了した後も必要に応じて当該農業経営者に対し事後指導を行うことにより当該指導等の成果を確認し、当該専門家に事後報告を行うなど連携をとることとする。

また、必要に応じ、当該専門家又は事後指導に必要な他の専門家の派遣を経営戦略会議に提言することにより事後指導の充実を図るものとする。

(別表)

項目	金額
個別相談・相談会等講師	7,900 円/時間

附 則

この規程は、令和元年5月16日から施行する。

この規程は、令和2年4月27日から施行する。

この規程は、令和4年7月5日から施行する。

この規程は、令和4年9月14日から施行する。